

一般財団法人沖縄県剣道連盟審議員会規程

(目的)

第1条 この規定は、一般財団法人沖縄県剣道連定款第38条に基づき、審議員会の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(審議員長)

第2条 審議員は、互選により審議員長を定める。

2 審議員長に事故のあるとき又は審議員長が欠けたときは、審議員はあらかじめ定めた順序により審議員長を代理し又は職務を代行する。

3 審議員長は、審議員会の議長となるほか、連盟の理事会、評議員会、その他の会議に出席して意見を述べることができる。

(議事)

第3条 審議員会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 審議員会の庶務は事務局で処理する。

附則

この規程は平成27年6月27日から施行する。